



2009年4月6日

各 位

会 社 名 イオン北海道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 植村 忠規
(コード番号 7512 東証一部・札証)
問合わせ先 執行役員 総務部長
清 水 信 昭
電 話 番 号 0 1 1 - 8 6 5 - 4 1 2 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年4月6日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、2009年5月28日開催予定の第31回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係わる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなしております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)、第6条第3号(单元未満株券の不発行)及び第10条における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 日 程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2009年5月28日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2009年5月28日(予定) |

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更定款(案) |
|--|--|
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数、<u>単元株式数及び単元未 満株券の不発行</u>)</p> <p>当社の発行可能株式数は、132,000,000株と し、普通株式の発行可能種類株式総数は 107,500,000株、第2章の2に規定するA種種類 株式の発行可能種類株式総数は24,500,000株と する。</p> <p>(2) <省略></p> <p><u>(3) 当社は、単元未満株式に係わる株券を発行 しないことができる。</u></p> <p>第7条(株券の発行)</p> <p><u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>第8条~第9条 <省略></p> <p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記 載または記録された実質株主を含む。以下同じ。) <u>の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式 の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関す る手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式 取扱規則による。</u></p> <p>第10条の2~第33条 <省略></p> | <p>第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数)</p> <p><現行どおり></p> <p>(2) <現行どおり></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第7条~第8条 <現行どおり></p> <p>第9条(株式取扱規則)</p> <p>当社の、<u>株式に関する取扱いは、取締役会の 定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第9条の2~第32条 <省略></p> |

以上